

次世代運行記録計に係る実証事業

実施要領

令和8年1月

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課

現在、国土交通省では、運行管理の高度化や運送事業における輸送の安全確保に資する観点から、法定三要素の情報に加え、「動態管理」「安全運転指導」「勤怠時間管理」等の付加機能を有するデジタル式運行記録計（以下「デジタコ」という。）の普及促進を進めている。一方で、デジタコのさらなる普及にあたっては、その導入コストが課題となっており、自動車運送事業者におけるデジタコ導入を促進していくため、そのコスト低減に資する対策が必要となっている。

デジタコは、データを抽出する方式として「通信型」と「カード型」に大別されるが、通信型デジタコは運行中においても運行管理を行うことが可能であることから、近年はカード型よりも多く流通している。

通信型、カード型の別を問わず、デジタコは道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）に基づき、耐久性、耐振性、耐熱性、耐衝撃性に関する基準を満たすことが求められており、この基準が価格の押上げ要因になっている可能性も考えられるところである。

他方、通信型デジタコについては、一定頻度や特定イベント発生時の外部の記憶装置へのデータ送信等を求める一方で、運行記録を外部の記憶装置に確実に保存することを前提に耐久性の一部の基準を緩和することで、コスト低減を図ることができる可能性があり、より低コストのデジタコを市場に流通させる効果も期待できる。

そこで、上記の要件を満たしたものを「次世代運行記録計」と定義し、保安基準第 48 条の 2 第 2 項に適合した運行記録計と同等の記録性能を有し、かつ旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 25 条第 4 項に規定する「同等の性能を有すると認められる運行記録計」に相当するものとして標準化する方向で実証をしながら検討を進めていく。

本実証では、次世代運行記録計によって法定三要素を含む運行記録が外部の記憶装置に正確かつ安定的に送信・保存されることを確認するとともに、現行の保安基準に適合する運行記録計を用いた場合との比較により、運行記録性能や運行管理上の課題の有無を検証する。

(0) はじめに

本実施要領において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）において使用する用語の例によるほか、以下に記載するところによる。

1. 次世代運行記録計

法定三要素をはじめとする様々な情報を運行中の車両外に設置された記憶装置（以下「外部の記憶装置」という。）へ送信し、記録する機能を有する運行記録計。本実証実験においては、運輸規則第 25 条第 4 項に規定する「同等の性能を有すると認められる運行記録計」に相当する機器とする。

(1) 基本事項

1. 本事業に参加しようとする事業者（以下「実証参加事業者」という。）は、本事業への参加申請に先立ち、搭載予定の次世代運行記録計について、(2) 項の取扱要領に適合している旨を確認すること。
2. 実証にあたっては、現行の保安基準に適合する運行記録計（以下「現行の運行記録計」という。）を別途搭載すること。
3. 実証実験の参加申請にあたっては、実証に使用する次世代運行記録計の製作者及び実証の環境を提供する旅客自動車運送事業者が共同で申請すること。（主たる申請者は製作者又は旅客自動車運送事業者どちらでも構わないものとする。）
4. 本事業の実施は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。
5. 本事業に係る情報が、やむを得ない場合を除いて原則公表され、かつ国土交通省が主催する WG（以下「WG」という。）において検討の対象となることについて、本事業への参加申請書（様式 1）を提出した時点で同意したとみなすこととする。

(2) 次世代運行記録計の取扱要領

運輸規則第 25 条第 4 項に規定する「同等の性能を有すると認められる運行記録計」に相当する次世代運行記録計については、本事業の範囲内において別紙 1 の取扱いとする。

(3) 実証方法

実証事業において、実証参加事業者は以下の事項に基づき、次世代運行記録計を使用した運行を実施するものとする。

(3) - 1 使用機器

使用する機器は(2)項の取扱要領に適合している旨を確認した次世代運行記録計とすること。なお、機器の種類は 1 種類に限定せず、要件を満たす範囲で複数種類の機器を使用して差し支えない。

(3) - 2 実証中の運行条件

実証中の運行にあたっては、本事業への参加申請書（様式1）にて、以下に記載の各項目の計画を提出した上で、国土交通省との協議によって決定する。

- 運行台数

一種類の次世代運行記録計に対して、運行台数を1台以上とすること。（複数の運送事業者にて運行する場合においても、次世代運行記録計の種類ごとに1台以上でよい）

- 運行経路

一般旅客自動車運送事業の許可を受けている路線又は営業区域内で運行すること。ただし、以下の要件を満たす路線又は営業区域で実証が行われることが望ましい。

要件	設定根拠
高速道路区間	高速域での速度記録の精度確認
トンネル区間	GNSSの非受信環境下における補正・記録の整合性
高架・地下道・堀割区間	GNSSの断続的取得状況下での補正・記録の整合性
都市部の高層ビル群	マルチパス環境下での誤差影響確認

- 運行距離、運行回数

運行記録の正確性、欠損の有無の確認に対する再現性確保のため、車両1台ごとに1か月の最低走行距離が1,000キロ以上になるように運行を行うことが望ましい。運行回数については、上記を満たす運行回数を実証参加事業者にて任意に設定すること。

(3) - 3 確認事項

本実証では以下の観点で確認を行うこととする。

- 運行記録が外部の記憶装置に正しく送信・保存されること

- 車載記録部から外部の記憶装置間での運行記録の保存の欠損がなきことを確認する
- 車載記録部から外部の記憶装置間での運行記録の送信遅れがどの程度発生するか確認する

- 外部の記憶装置に保存された運行記録が正しい情報であること

- 現行の運行記録計と同様に運行記録の法定三要素（瞬間速度、運行距離及び運行時間）が記録されていることを確認する
- 現行の運行記録計に対し、法定三要素（瞬間速度、運行距離及び運行時間）の記録の数値誤差がどの程度か確認する

(3) -4 確認結果の提出

実証参加事業者が確認した結果をまとめた文書を、国土交通省委託事業事務局(以下「事務局」という。)へ提出すること。また、まとめ方は以下に記載の例を参考するとともに、詳細は提出までに事務局と別途協議する。提出文書の様式はPowerPoint形式を想定する。

● 記載内容

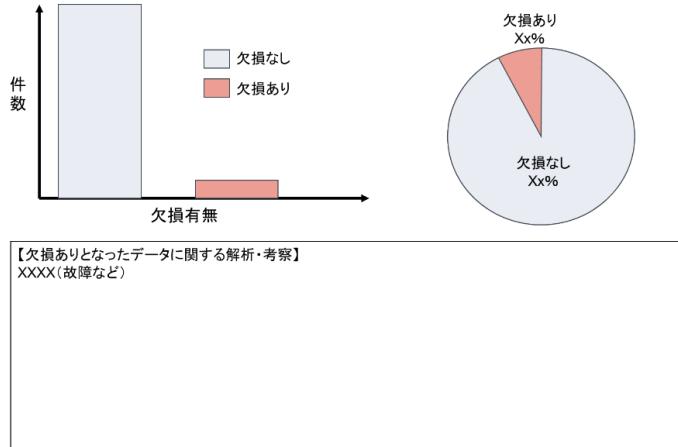
・ 確認事項①

運行記録が外部の記憶装置に正しく送信・保存されることについての確認結果

【外部記憶装置への保存の欠損の確認】

■ まとめシート(例)

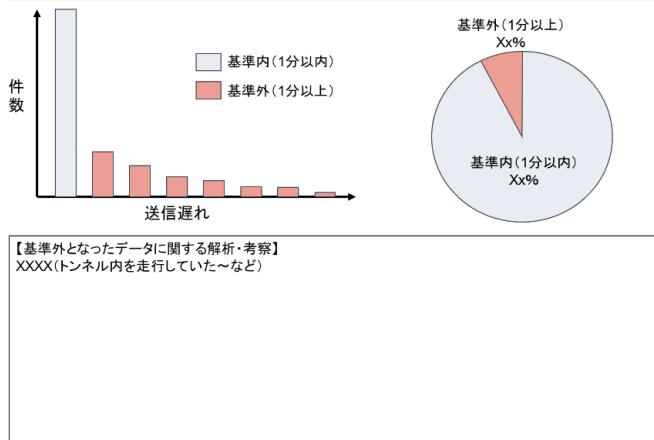
実施対象事業者名	xx株式会社
運行期間	x年x月x日～x年x月x日
運行距離	xxkm
外部記憶装置への保存の欠損	件数:全体件数xx中xx件 割合:xx%



【外部記憶装置への送信遅れの確認】

■ まとめシート(例)

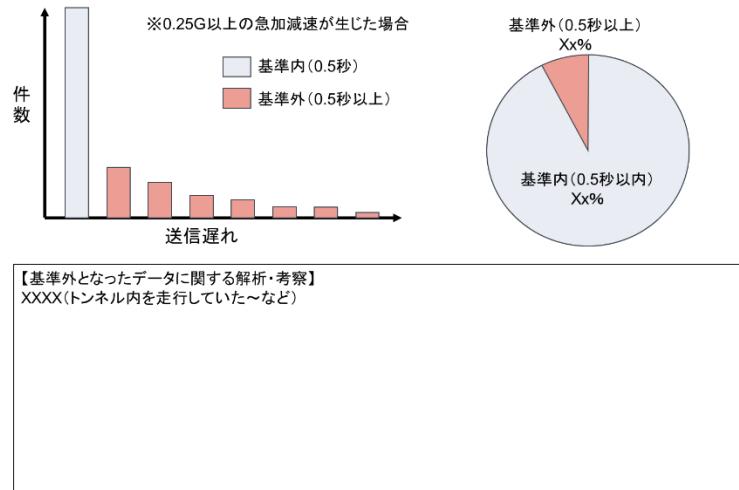
実施対象事業者名	xx株式会社
運行期間	x年x月x日～x年x月x日
運行距離	xxkm
外部記憶装置への送信遅れ	件数:全体件数xx中xx件 割合:xx%
最大送信遅れ	xx秒



【0.25G 以上の急加減速時の外部記憶装置への送信遅れの確認】

■まとめシート(例)

実施対象事業者名	xx株式会社
運行期間	x年x月x日～x年x月x日
運行距離	xxkm
0.25G以上の急加減速時の外部記録への送信遅れ	件数:全体件数xx中xx件 割合:xx%
最大送信遅れ	xx秒



- 確認事項②

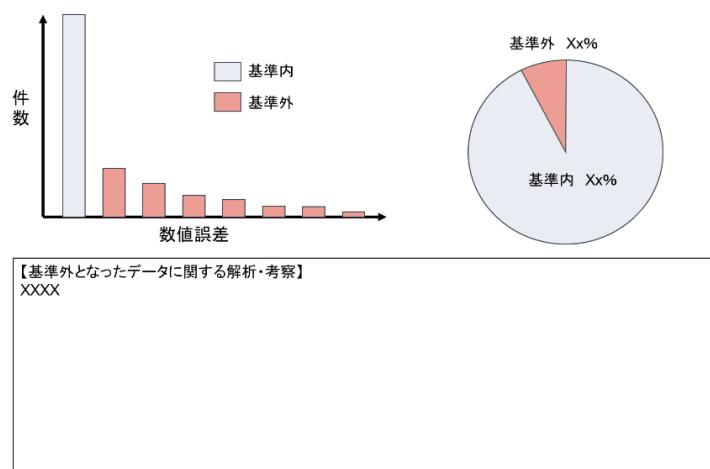
外部の記憶装置に保存された運行記録が正しい情報であることについての確認結果

【法定三要素（瞬間速度、運行距離及び運行時間）の確認】

■まとめシート(例)

実施対象事業者名	xx株式会社
運行期間	x年x月x日～x年x月x日
運行距離	xxkm
現行の運行記録計と比較した際に法定三要素の数値誤差が基準外	【速度】件数:全体件数xx中xx件 割合:xx% 【距離】件数:全体件数xx中xx件 割合:xx% 【時刻】件数:全体件数xx中xx件 割合:xx%
現行の運行記録計と比較した際の法定三要素の最大数値誤差	【速度】xx km/h(40km/h,60km/h,80km/h,100km/hでそれぞれ作成) 【距離】xx km(現行の運行記録計の距離100km毎に比較) 【時刻】xx 分(1日あたりの運行時間で比較)

※法定三要素それぞれでの解析結果グラフ



(3) - 5 確認結果の提出時期

確認結果の提出については、実証時期によって以下の通りとする。

- 2026年2月28日までの実証結果：2026年3月10日までに提出
- 2026年3月31日までの実証結果：2026年4月30日までに提出

また、その他国土交通省又はWGから求められた事項については、遅滞なく事務局を通して国土交通省及びWGへ報告するものとする。

※実証実験期間中において、機器の故障や事故、その他運用上の支障が発生した場合には、隠すことなく誠実に対応し、速やかに国土交通省及び事務局へ報告すること。また、提出するすべてのデータについて、改ざん・捏造・隠蔽など不正な行為を一切行わないこと。万が一、誤りや不備が判明した場合には、速やかに国土交通省及び事務局へ報告すること。なお、これらの状況に関する虚偽の報告を行わないことを明記した誓約書を様式1の中で提出するものとする。

(4) その他

本実施要領に特に記載のない事項においても、国土交通省又はWGより要請があった事項については、可能な限り対応するものとする。

実証参加事業者は、国土交通省から次世代運行計に関する資料やデータの分析・提出、説明等を求められた際には、遅滞なくこれに応じなければならない。

道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）をはじめとする関係法令を遵守し、輸送の安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(5) 実証事業参加に係る次世代運行記録計の確認

1. 要件適合に関する確認

実証参加事業者は、(7)に定められる提出書類を基に参加申請を行い、次世代運行記録計が別紙1の3.に定める要件に適合していることの確認を国土交通省より得ること。

なお、当該申請について、国土交通省は申請者に対し、次世代運行記録計に係る説明、当該次世代運行記録計の現品の提示又はデモンストレーションの実施を求める場合がある。

2. 確認結果の通知

確認結果は事務局を通じ、国土交通省からメール等により申請者へ通知される。

3. その他の手続

申請者は、実証事業の参加に係るその他の手続きとして、必要に応じ以下の手続きを行うこと。

① 変更申請の確認

本実施要領の(7)2.に定められる変更申請書類の提出が行った場合、申請書類を基に、変更申請内容が別紙1の3.に定める要件に適合しているか再度確認すること。

なお、当該申請について、国土交通省は申請者に対し、仕様を変更する次世代運行記録計に係る説明、当該次世代運行記録計の現品の提示又はデモンストレーションの実施を求める場合がある。

② 変更申請の確認結果の通知

変更申請の確認結果は事務局を通じ、国土交通省からメール等により申請者へ通知される。

③ 改善措置の実施

次世代運行記録計の機能又は実証参加事業者等の体制が要件に適合していないことが明らかになった場合に、事務局を通じ、国土交通省から実証参加事業者に速やかな改善措置の実施を求められることある。

④ 実証事業参加の一時停止

実証参加事業者が③の改善措置を実施しない場合又は実施した改善措置の内容が適切ではないと認められた場合、改善措置が実施されたと認められるまでの間、国土交通省は当該事業者の実証事業の参加を一時不可とすることができます。

(6) 実証事業の実施・変更に係る書類の提出期限

1. 実証参加事業者（主たる申請者）は、(7)に記載する書類を令和8年1月30日までに事務局に提出すること。但し、後述する様式2に関しては、遅くとも実証開始までに提出するものとする。また、必要に応じて国土交通省又は事務局が申請書類の記載内容を確認するために現地調査を行う場合、誠実に対応すること。
2. 本実証事業で使用する次世代運行管理計の仕様変更等を行う場合、変更しようとする14日前までに(7)に記載する書類を事務局に提出すること。また、必要に応じて国土交通省又は事務局が申請書類の記載内容を確認するために現地調査を行う場合、誠実に対応すること。

(7) 提出する書類の種類

1. 本実証事業に参加しようとするとき

① 様式1：次世代運行記録計に係る実証事業への参加申請書

※「次世代運行記録計の製作者」と「実証の環境を提供する旅客自動車運送事業者」の組み合わせごとに1枚提出すること。

② 様式2：次世代運行記録計の要件に係る適合確認^{※1}・宣誓書（開始前）

※「次世代運行記録計の製作者」が提出すること。

③ 様式3：次世代運行記録計の実証参加事業者における体制に関する要件に係る適合確認・宣誓書（開始前）

※「次世代運行記録計の製作者」が提出すること。

2. 本実証事業の実施内容を変更しようとするとき

① 様式4：次世代運行記録計に係る実証事業の実施内容変更に係る申請書

- ※「次世代運行記録計の製作者」と「実証の環境を提供する旅客自動車運送事業者」の組み合わせごとに1枚提出すること。
- ② 様式5：次世代運行記録計の要件に係る適合確認^{※1}・宣誓書（変更時）
※「次世代運行記録計の製作者」が提出すること。
- ③ 様式6：次世代運行記録計の実証参加事業者における体制に関する要件に係る適合確認・宣誓書（変更時）
※「次世代運行記録計の製作者」が提出すること。

ただし、次世代運行記録計の要件に係る変更がない場合は様式5の提出は不要とする。

※1：適合確認については本実施要領の（2）項に規定している次世代運行記録計の取扱要領に適合している旨を確認した結果を添付すること。

（8）書類の提出先

各書類は、必要事項を記入の上、以下の提出先までメールで送付すること。

【提出先】電子データ（pdf又はwordファイル）でご提出ください。

国土交通省委託事業事務局（株式会社三菱総合研究所）

Eメール：nextgen-digitacho-jimukyoku★ml.mri.co.jp

メール送付の際には★を@に修正してください

（9）実証事業の実施・変更までの流れ

1. 本実証事業に参加しようとするとき

- ① 実証参加事業者が、（6）の期限までに（7）の書類を（8）の提出先まで提出
- ② 必要に応じて、提出書類の内容確認のために国土交通省又は事務局が現地調査を実施
- ③ 必要に応じて、WGにおいて、実施可否の判断
- ④ 事務局から実証参加事業者に、判断結果を通知
- ⑤ 「可」の通知を実証参加事業者が受領後、実証事業を開始

2. 本実証事業の実施内容を変更しようとするとき

- ① 実証参加事業者が、（6）の期限までに（7）の書類を（8）の提出先まで提出
- ② 必要に応じて、提出書類の内容確認のために国土交通省又は事務局が現地調査を実施
- ③ 必要に応じて、WGにおいて、変更可否の判断
- ④ 事務局から実証参加事業者に、判断結果を通知
- ⑤ 「可」の通知を実証参加事業者が受領後、変更後の実証事業を開始

本件に関するお問い合わせ先

国土交通省委託事業事務局（株式会社三菱総合研究所）早坂、十河、清水

電話番号：080-3608-9410（電話番号は令和8年3月31日まで有効）

Eメール：nextgen-digitacho-jimukyoku★ml.mri.co.jp

メール送付の際には★@に修正してください

次世代運行記録計に係る実証事業への参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 殿

次世代運行記録計の製作者（主たる申請者：）

住 所

氏名又は名称

代表者 氏名

（連絡先） 担当者 電話番号

実証の環境を提供する旅客自動車運送事業者（主たる申請者：）

住 所

氏名又は名称

代表者 氏名

（連絡先） 担当者 電話番号

※主たる申請者に「○」を記載してください。

旅客自動車運送事業における次世代運行記録計に係る実証事業への参加を希望するため、以下について記載し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 本事業に使用する次世代運行記録計

機器の名称	型式	機能

2. 次世代運行記録計を使用した運行を行う運送事業者の営業所・車庫の名称、所在地（住所）
(複数の営業所で実施する場合は、営業所ごとにご記載ください。)

営業所・車庫の名称	所在地(住所)

3. 次世代運行記録計を使用した運行を行う車両（車台番号）、車両の名称・型式、運行記録に用いる次世代運行記録計と現行の道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 48 条の 2 第 2 項の規定を満たした運行記録計（以下「現行の運行記録計」とする。）について記載してください。また、次世代運行記録計を使用して運行する車両別に、実証期間中に想定する運行距離、運行回数をご記載ください。

実証で運行する車両 (車台番号)	車両の名称・ 型式	次世代運行 記録計	現行の 運行記録計	運行距離 (想定)	運行回数 (想定)

4. 運行経路

（3）2 項に従い選定した、実証期間中に運行を想定する経路（エリアでも可）についてご記載ください。複数ある場合は、全ての運行経路（エリア）を記載してください。

5. 実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※開始希望日は申請日の14日以上先の日付をご記載ください。

期間は最大で令和8年3月31日までとなります。

6. 次世代運行記録計に係る実証事業への参加の取組意義（運行記録計の搭載に係るコストの削減

や、労働時間の削減等、本事業により期待されることをご記載ください。）

7. 次世代運行記録計を使用した運行の実施が困難な状態となった場合（機器・システムの不具合等）における安全確保体制（役職、氏名、連絡先などを含めた安全確保体制を記載してください。）

8. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

- 実施要領の記載事項を遵守します。
- 実証事業において機器の故障、事故、またはその他の運用上の支障が発生した場合には、これを隠すことなく誠実に対応し、速やかに国土交通省及び事務局へ報告します。また、これらの状況について虚偽の報告を行わないことを誓約します。
- 提出するすべてのデータについて、改ざん・捏造・隠蔽など不正な行為を一切行わないことを誓約します。万が一、誤りや不備が判明した場合には、速やかに国土交通省及び国土交通省委託事業事務局へ報告し、誠実に対応します。

次世代運行記録計の要件に係る適合確認・宣誓書（開始前）

令和 年 月 日

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 殿

次世代運行記録計の製作者

住 所氏名又は名称代表者 氏名(連絡先) 担当者電話番号

1. 次世代運行記録計に係る実証事業への参加にあたり、下表のとおり、（2）次世代運行記録計の取扱要領の要件の各項目に適合することを確認しました。

要件		要件の適合チェック □にチェック(✓)を入れてください *はエビデンス資料を添付
1.	各項目に適合することを確認した。確認結果は（様式 2 別添）に示す通り。	<input type="checkbox"/> *

2. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック(✓)を記入）

- 実施要領（2）次世代運行記録計の取扱要領の要件を満たす記録計において実証を行います。
- 国土交通省又は国土交通省委託事業事務局等による本申請に係る現地調査等に誠実に対応します。

(様式2 別添)

(2) 次世代運行記録計の取扱要領の要件確認結果

【次世代運行記録計の要件確認結果概要】 ※写真、試験記録表の添付等

次世代運行記録計の実証参加事業者における体制に関する要件に係る適合確認・宣誓書
(開始前)

令和 年 月 日

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 殿

次世代運行記録計の製作者

住 所

氏名又は名称

代表者 氏名

(連絡先) 担当者 電話番号

1. 次世代運行記録計に係る実証事業への参加にあたり、下表のとおり(2)次世代運行記録計の取扱要領の実証参加事業者における体制に関する要件の各項目に適合することを確認しました。

要件		要件の適合チェック □にチェック(✓)を入れてください *はエビデンス資料を添付
1.	当該次世代運行記録計を正しく使用するために必要な機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。	<input type="checkbox"/>
2.	運行記録計機能の不具合等に対する修理体制を整えていること。	<input type="checkbox"/>
3.	運行記録計機能の不具合に関する情報を運送事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。	<input type="checkbox"/>
4.	次世代運行記録計(搭載される特定運賃収受ソフトウェアを含む)が均一性を有して製作、提供されるよう適切な品質管理が行われていること。	<input type="checkbox"/>

2. 宣誓事項(次の項目に該当する場合は、□にチェック(✓)を記入)

- 実施要領(2)次世代運行記録計の取扱要領の体制の要件を満たす環境において実証を行います。
- 実施要領(2)次世代運行記録計の開発を行う上での社内体制に関する要件の記載事項を遵守します。
- 国土交通省又は国土交通省委託事業事務局等による本申請に係る現地調査等に誠実に対応します。

次世代運行記録計の変更に係る申請書

令和 年 月 日

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 殿

次世代運行記録計の製作者（主たる申請者：）

住 所氏名又は名称代表者 氏名(連絡先) 担当者電話番号

実証の環境を提供する旅客自動車運送事業者（主たる申請者：）

住 所氏名又は名称代表者 氏名(連絡先) 担当者電話番号

※主たる申請者に「○」を記載してください。

次世代運行記録計を以下のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更する項目（該当するもの一つに○をつけること）

1. 機能の追加	6. 運行を行う車両の名称・型式
2. 機能の変更	7. 現行の運行記録計
3. 機器の追加	8. 実施機関
4. 運行を行う運送事業者の営業所・車庫の名称	9. 安全確保体制
5. 運行を行う運送事業者の所在地	10. その他（ ）

2. 変更する項目と概要等

	変更する項目	変更の概要
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		

3. 変更予定日 令和 年 月 日

※変更希望日は申請日の14日以上先の日付をご記入ください。

4. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

- 変更内容は、実証実験の遂行に影響を及ぼすものではないことをここに誓約し、「次世代運行記録計に係る実証事業への参加申請書（様式1）」に定める宣誓事項を踏襲して遵守します。

次世代運行記録計の要件に係る適合確認・宣誓書（変更時）

令和 年 月 日

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 殿

次世代運行記録計の製作者

住 所氏名又は名称代表者 氏名(連絡先) 担当者電話番号

1. 次世代運行記録計に係る実証事業における変更申請にあたり、下表のとおり、（2）次世代運行記録計の取扱要領の要件の各項目に適合することを確認しました。

	要件	要件の適合チェック □にチェック(✓)を入れてください *はエビデンス資料を添付
1.	各項目に適合することを確認した。確認結果は（様式5別添）に示す通り。	<input type="checkbox"/> *

2. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック(✓)を記入）

- 実施要領（2）次世代運行記録計の取扱要領の要件を満たす記録計において実証を行います。
- 国土交通省又は国土交通省委託事業事務局等による本申請に係る現地調査等に誠実に対応します。

(様式5 別添)

変更時の（2）次世代運行記録計の取扱要領の要件確認結果

【記録計の要件確認結果概要】　※写真、試験記録表の添付等

次世代運行記録計の実証参加事業者における体制に関する要件に係る適合確認・宣誓書
(変更時)

令和 年 月 日

国土交通省 物流・自動車局 安全政策課長 殿

次世代運行記録計の製作者

住 所

氏名又は名称

代表者 氏名

(連絡先) 担当者

電話番号

1. 次世代運行記録計に係る実証事業への参加を使用した運行の申請にあたり、下表のとおり(2)次世代運行記録計の取扱要領の実証参加事業者における体制に関する要件の各項目に適合することを確認しました。

	要件	要件の適合チェック □にチェック(✓)を入れてください *はエビデンス資料を添付
1.	当該次世代運行記録計を正しく使用するために必要な機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。	<input type="checkbox"/>
2.	運行記録計機能の不具合等に対する修理体制を整えていること。	<input type="checkbox"/>
3.	運行記録計機能の不具合に関する情報を運送事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。	<input type="checkbox"/>
4.	次世代運行記録計（搭載される特定運賃収受ソフトウェアを含む）が均一性を有して製作、提供されるよう適切な品質管理が行われていること。	<input type="checkbox"/>

2. 宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック(✓)を記入）

- 実施要領（2）次世代運行記録計の取扱要領の体制の要件を満たす環境において実証を行います。
- 実施要領（2）次世代運行記録計の開発を行う上での社内体制に関する要件の記載事項を遵守します。
- 国土交通省又は国土交通省委託事業事務局等による本申請に係る現地調査等に誠実に対応します。